

令和5年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

会社名 本社所在地	指名停止期間	指名停止地域	指名停止理由
1 株式会社進興工業社 東京都荒川区	自 令和5年4月20日 至 令和5年5月3日 (2週間)	関東・甲信越	株式会社進興工業社は、令和2年11月6日、荒川遊園(仮称)キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。 措置要領別表第1 第6号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
2 水道機工株式会社 東京都世田谷区	自 令和5年4月21日 至 令和5年10月20日 (6ヶ月間)	管内全域	水道機工株式会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
3 株式会社水機テクノス 東京都世田谷区	自 令和5年4月21日 至 令和5年10月1日 (4ヶ月と6週間)	管内全域	株式会社水機テクノスは、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
4 中部電力株式会社 愛知県名古屋市	自 令和5年4月28日 至 令和5年6月27日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 措置要領別表第2 第5号 (独占禁止法違反行為)
5 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市	自 令和5年4月28日 至 令和5年6月27日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 措置要領別表第2 第5号 (独占禁止法違反行為)
6 関西電力株式会社 大阪府大阪市	自 令和5年4月28日 至 令和5年5月27日 (1ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会は、令和5年3月30日(木)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして公表した。 措置要領別表第2 第5号 (独占禁止法違反行為)
7 三井不動産ビルマネジメント株式会社 東京都中央区	自 令和5年5月12日 至 令和5年6月11日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	三井不動産ビルマネジメント株式会社は令和5年2月16日、建設業法第26条第3項の規定に違反して、主任技術者を専任で置かなければならない民間工事6件において、主任技術者を他の工事の主任技術者として兼務させていたことが、建設業法第28条第1項に該当すると認められるとして、東京都知事より監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
8 株式会社中村建設 東京都足立区	自 令和5年6月8日 至 令和5年8月7日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	株式会社中村建設は、東京都内の公共工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、自らが請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせた。また、建設業法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場に監理技術者を配置しなかった。さらに、事実と異なる下請内容を記載した虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。このことが、建設業法第28条第3項に該当すると認められるとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分(営業停止命令)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)

令和5年度 指名停止通知済業者一覧表(2)

9	四国化工機株式会社 徳島県板野郡	自 令和5年6月9日 至 令和5年8月8日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	四国化工機株式会社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と軽微ではない工事について下請契約を繰り返し締結した。また、そのうち1件の工事において同法第16条第1項の規定に違反して、同法第3条第1項第2号に掲げる区分による許可を受けないで下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。さらに、同法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場において監理技術者を設置しなかった。 このことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分(営業停止命令)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
10	奈良県緑化土木協同組合 奈良県奈良市	自 令和5年7月18日 至 令和5年10月17日 (3ヶ月間)	関東・甲信越	奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」を落札したが、会社経営の悪化により廃業の方向であるため、令和5年3月20日に契約辞退届を提出した。 また、令和4年10月19日に奈良国道事務所発注の「大和御所道路小瀬高架橋P71L下部他工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなつたため、令和5年3月22日に履行不能届を提出した。発注者は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月11日に解除通知を行つた。 さらに令和4年8月30日に滋賀国道事務所発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなつたため、令和5年4月10日に履行不能届を提出した。発注者は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月25日に解除通知を行つた。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
11	株式会社日立塗工店 茨城県日立市	自 令和5年7月21日 至 令和5年9月20日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	株式会社日立塗工店は、東京航空局発注の「性能評価センター宿舎改修工事」の入札(令和5年7月19日開札)において、最低価格での入札を行つたが、入札価格が調査基準価格を下回つたため、落札決定を保留し低入札価格調査を実施したところ、低入札価格調査を辞退した。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
12	近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区	自 令和5年8月28日 至 令和5年9月27日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	近畿日本ツーリスト(株)静岡支店の社員は、国の新型コロナウイルスワクチンのコーリセンター事業を巡り、自治体に過大請求していた問題で、焼津市から約1億700万円、掛川市から約1億1700万円を詐取したとして、令和5年7月18日、詐欺の疑いで逮捕された。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
13	西武造園株式会社 東京都豊島区	自 令和5年9月8日 至 令和5年11月7日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	西武造園株式会社は建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
14	西武緑化管理株式会社 埼玉県所沢市	自 令和5年9月8日 至 令和5年10月19日 (6週間)	関東・甲信越	西武緑化管理株式会社は建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止15日間)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
15	西武建設株式会社 埼玉県所沢市	自 令和5年9月11日 至 令和6年2月10日 (5ヶ月間)	管内全域	西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
16	株式会社インファーマ・シーズ 北海道札幌市	自 令和5年10月20日 至 令和6年1月19日 (3ヶ月間)	管内全域	札幌市の総合病院 KKR 札幌医療センターが令和2年に発注した敷地内薬局の整備事業の入札を巡り、KKR 札幌医療センターの元事務部長と、(株)インファーマ・シーズの代表取締役、取締役が、公契約関係競売入札妨害容疑で令和5年8月31日に逮捕された。 措置要領別表第2 第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)

17	協和機工株式会社 東京都足立区	自 令和5年11月17日 至 令和5年12月16日 (1ヶ月間)	管内全域	協和機工株式会社の営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関する令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日、贈賄の疑いで岡山県警に逮捕された。 措置要領別表第2 第4号口 (贈賄)
18	株式会社新日本警備保障 長野県長野市	自 令和5年11月27日 至 令和5年12月26日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	株式会社新日本警備保障の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年6月17日、賭博をしたとして長野県警に現行犯逮捕され、その後、長野簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。 措置要領別表第2 第16号 (不正又は不誠実な行為)
19	株式会社プロルート丸光 大阪府大阪市	自 令和5年12月1日 至 令和5年12月31日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	株式会社プロルート丸光の元代表取締役は、令和3年6月、当時ジャスダック上場だった同社の同年3月期連結決算で、架空の売り上げを計上し、虚偽の連結損益計算書を記載した有価証券報告書を近畿財務局に提出したとして、令和5年10月12日、金融商品取引法違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
20	有限会社青田興業 福島県双葉郡	自 令和5年12月8日 至 令和6年1月7日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	(有)青田興業の元作業員4名は、同社が一次下請けとして請け負った環境省福島地方環境事務所発注の「令和4年度大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事(その6)」において、作業員だった令和5年5月25日から27日頃にかけて、当該工事により発生した廃棄物の一部を指定の仮置場に運搬せず不正に持ち出し換金したとして、同年10月25日、窃盗罪の疑いで福島県警に逮捕された。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
21	株式会社小野組 新潟県胎内市	自 令和5年12月15日 至 令和6年2月14日 (2ヶ月間)	管内全域	新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札を巡り、同振興局元農村整備部長が漏洩した情報を元に自社が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、(株)岩村組の顧問及び元常務取締役が、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕された。 その後、同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、元部長が(株)岩村組の顧問に漏洩した情報を元に(株)西奈美組が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で(株)岩村組の顧問が再逮捕されたほか、(株)小野組の元常務取締役と(株)西奈美組の代表取締役、(株)延本建設の専務取締役が同容疑で逮捕された。 措置要領別表第2 第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)
22	株式会社サトー 東京都港区	自 令和5年12月22日 至 令和6年2月21日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	当該業者は、岡山県岡山市内の工事外9件の工事において、直接的雇用関係のない出向者を主任技術者として配置した。 このことが、建設業法第26条第1項に違反し、第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和5年10月31日、東京都知事から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
23	株式会社久米設計 東京都江東区	自 令和6年1月10日 至 令和6年2月9日 (1ヶ月間)	管内全域	宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。 措置要領別表第2 第8号口 (公契約関係競売等妨害又は談合)